

COLUMN 子育て

ひとり親でも子どもは健全に育ちます。

1冊の本をご紹介します。『ひとり親でも子どもは健全に育ちます—シングルのための幸せ子育てアドバイス—』佐々木正美 著



こどもの精神医学・精神保健の臨床医として、長年、子育て相談や育児の現場を通して、常に子どもに寄り添ってきた著者。ひとり親家庭に向けた、経験に裏打ちされたアドバイスが書かれています。本書にでてくるアドバイスをいくつか抜粋させていただきます。

子どもと接する時間は量より質密度の濃い時間を過ごせば子どもを預けて働いても大丈夫 (114頁) 子どもと向き合っているときに、子どもの望

む親でいることをこころがけることで、子どものこころは安定し、健やかに生活することができます。いろいろな人の手を借りて子育てをしてください。子どもの育ちを豊かにします (43頁) 父親、母親が、家庭にこもることなく、両親、保育園、地域にどんどん頼ってほしい。そうすることによって、子どもも社会的規範が身につく、重層的な価値観を知ることで、視野が広がるそうです。子どもには、離婚による環境の変化やつらい状況を跳ね返す力があります。 (88頁) 子どもは、ないものねだりをしたり、無理難題をいって困らせたりすることがありますが、だからといって、親に憎しみや欲求不満を抱く子どもを、著者は知らないと言っています。子どもは、こうした行為を繰り返しながら、自分を納得させていきます。やがて、自分の置かれた状況を日常的なものとして受け入れていき、ふつうの生活ができるようになるようです。むしろ、子どものために離婚を我慢することは、親も子どもも負担になります (36頁) とあります。



例えば、家庭内で妻に暴力を振るう夫は、子どもにマイナスな影響を与えるということは想像に難くないと思います。親が人生を豊かに生きることで、子どもに生きる力を与え、子どもを幸せにします (139頁) 離婚というのは、人生においてひとつ挫折をただけのこと。しかも、離婚はその人自身がよりよい人生を歩むために真剣に悩み、最終的に下した決断です。子どもに対して負い目を感じる必要はありません。としています。お子さんがいて離婚を考えている方で、離婚をしたら、子どもに悪影響があるのではないかと。子どもがひどく傷つくのではないかと。とお考えの方は多いのではないのでしょうか。または、子どものことを考えると離婚できない。と悩んでいるかたもいると思います。決して、むやみに離婚を推奨するわけではございませんが、このような本に出会ったので、少しでも参考になればとご紹介させていただきます。

弁護士 橋本友紀子

名古屋総合リーガルグループ

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目20番25号 丸の内STビル6階

■弁護士法人 名古屋総合法律事務所

TEL 052-231-2601

FAX 052-231-2602

■税理士法人 名古屋総合パートナーズ

TEL 052-231-2603

FAX 052-231-2604

■名古屋総合司法書士事務所

TEL 052-231-2605

FAX 052-231-2607

■名古屋総合社労士事務所

TEL 052-231-2601

FAX 052-231-2602



名古屋総合法律事務所

検索

名古屋総合リーガルグループ

かわら版

2017

2

COLUMN 弁護士

ダブル不倫の対処は慎重に

つい最近も、ある政治家のダブル不倫が話題となっていました。俗にいうダブル不倫とは、夫や妻などの配偶者がいる者同士が不倫することをいいます。たまたま、夫婦がそろって不倫することだと勘違いされている方がいらっしゃるかもしれませんが、一般的にはそういうことではありません。ダブル不倫の場合、一度どちらかの配偶者に不倫が発覚してしまえば、関係者が多い分、法律関係も複雑化していきます。



今回は、夫乙にダブル不倫された妻甲の立場から、考えてみましょう。まず、不倫された妻甲の怒りは、夫にももちろんのこと、夫と不倫した女性(「丙女」とします)に向かうことも多いかと思います。しかし、ここで、もし妻甲が夫乙と今後も婚姻関係を継続していく予定であれば、慎重に行動する必要があります。ダブル不倫の場合には、相手方にも配偶者(「丁男」とします)がいるからです。

妻乙が丙女へ慰謝料請求したことが引き金となって、丙女の夫である丁男が不倫を知り、離婚を決意するかもしれません。そうなった場合、丁男も夫乙に慰謝料請求してくる可能性が高いでしょう。妻甲と夫乙の経済的利益を同一だと考えると、お互いの慰謝料金額が同額であれば、まだいいですが丁男の慰謝料

の方が高い金額が認められた場合、妻甲は夫婦全体としてみれば、慰謝料を支払う側になってしまうことにもなりかねないからです。一般的に、不貞の慰謝料は、離婚しない場合と離婚する場合とでは、離婚に至った場合のほうが認められる慰謝料額が高いことが多いです。丁男の慰謝料金額の方が高い可能性は十分に考えられます。

もし、かかるリスクを承知のうえで慰謝料請求をしたいという場合には、丁男に知られないように内密かつ迅速に交渉するのがいいでしょう。そして、丙女の丁男に不倫を知られたくないという気持ちをもって、スピーディーに慰謝料を支払わせるのがよいでしょう。守秘義務条項を付けておくのも効果的かと思われます。



一方、妻甲が離婚を決意した場合には、夫乙とは経済的に別物となりますので、上記のような問題は生じにくいです。その場合、金銭的なことだけ考えるとすれば、妻甲は、慰謝料をたくさん支払ってくれそうな方から回収してしまうのがよいかと思います。

夫乙が丙女を守りたいと思っているのであれば、丙女に請求しない代わりに夫乙から多めの慰謝料をもらうことができるかもしれませんし、夫甲に支払い能力が乏しい場合や、

丙女が丁男への発覚を恐れている場合には、丙女から回収するのも効果的かと思えます。

以上、金銭的なことを中心に書きましたが、妻甲としては、お金の問題ではなく、丁男や丙女の両親に不倫のことを話して丙女を懲らしめたいと思う気持ちもあるかと思えます。妻甲の気持ちはよく分かるのですが、かかる行為は、後々慰謝料の減額事由となってしまう可能性がないとは言いきれませんので、やめておいた方が無難です。



不倫された側からすれば、慰謝料額は微々たる金額かもしれません。一生の傷を負わされたのですから。しかし、支払う側からすると、夜も眠れないくらい悩む方が多いのも事実です。妻甲からすれば、だから何なの?と言われてしまうでしょう。不倫は自由な国も多いと聞きますが、やはり多くの人を傷つけ犠牲としますので、それを償う覚悟がない場合には、やってはいけないですね。

お困りでしたら、何でもお気軽にご相談下さい!

弁護士 後藤奈津季



COLUMN 税理士

離婚時の財産分与

離婚の際に夫婦間で行われる財産分与は資産の移転を伴うため、渡す側と受け取る側の双方に様々な税金の問題が生じてきます。ここでは離婚時の財産分与に関わる税金の問題について簡単にご説明したいと思います。



(1) 財産を受け取る側の贈与税について

贈与税は夫婦間の贈与であっても課税されます。ただし、離婚に伴い財産分与として相手から財産を受け取る場合は、原則として贈与税の対象とはなりません。これは財産分与が、夫婦が婚姻中に蓄積した財産を清算、または離婚後の生活費補助のための給付であると考えられているためです。ただし財産分与の場合であっても、次のような場合は原則どおり贈与税の対象となりますのでご注意ください。

- 財産分与は、
- ①夫婦共有財産の清算としての性格(清算的財産分与)
- ②離婚後の生活の援助(扶養的財産分与)
- ③慰謝料としての性格(慰謝料的財産分与)の3つの性格を持っております。

従って、
・分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお過大である(多過ぎる)場合
・離婚が贈与税や相続税を免れる意思で行われた場合
この「過大」と判断される場合とは、通常2分の1を基準として考えられる清算的財産分与に加えて、扶養的財産分与・慰謝料的財産分与としての相当額を加算しても当該財産分与過大と判断される場合を指すものと考えられます。

(2) 財産を渡す側の譲渡所得税について

財産分与として土地などの不動産、株式などの有価証券を相手に渡した場合、渡した側の譲渡所得税が課税されます。譲渡所得税は土地や株式などの値上がり益に対する課税で、通常資産の売却時に課される税金ですが、これが離婚時の財産分与による譲渡の場合にも対象とされます。

通常の売却に伴う譲渡所得税は、資産の売却価格から取得費等を差し引いた金額を所得として計算します。財産分与の場合、この「売却価格」に相当する金額がありませんので、分与した時の資産の時価を「売却価格」に相当する譲渡所得の収入金額として税額を計算します。



ところで、自宅を売却する場合に3,000万円までの所得には譲渡所得税が課されないといういわゆる「マイホーム特例」は、財産分与に伴い自宅を譲渡する際にも適用できます。ただしこの特例は、「売手と買手が夫婦など特別な関係でないこと」が要件とされているため、適用を検討される場合は、離婚届を提出した後に譲渡(財産分与による名義変更)をする必要があります。



(3) 不動産の授受があった場合の関連諸税について

財産分与として土地や家屋の授受があった場合、不動産に関連する次の3つの税金についての課税関係も整理しておく必要があります。

①不動産取得税

財産分与により不動産を取得した場合の不動産取得税の取扱いについて明確には定められてはいませんが、財産分与が婚姻中の財産の清算を目的としている限りは不動産の取得とはみなさず課税対象としないという取扱いにしているようです。

②登録免許税

財産分与に伴い不動産の登記簿上の名義を変更する場合、固定資産税評価額の1000分の20の登録免許税が必要になります。

③固定資産税

固定資産税は、その年の1月1日に不動産を所有している人に対して課される税金ですので、1月以降財産分与し所有者でなくなった後に納税の負担だけさせられるということが起きないように、この精算につき協議書に定めておく必要があるかと思われます。



離婚には精神的な苦痛や疲労が伴います。煩雑な節税対策については専門家である税理士にお任せください。



所長のコラム

NHK ドラマ10「マチ工場のオンナ」

代表弁護士・税理士・社会保険労務士 浅野 一



私は、NHK名古屋放送局制作部からドラマの財務問題を含む法律監修の依頼を受けて、原作の諏訪貴子氏著作の「町工場の娘」(出版社:日経BP社 販売日:2014/11/14)を購入して読みました。



主婦をしていた主人公の女性は、父の町工場・ダイヤ精機株式会社を継ぐことになります。以後、様々な壁にぶつかりながら、「町工場の星」と言われるまでに社業を復活させたのです。その10年の軌跡を克明に振り返る物語です。私は、この著書を読み、驚きました。

2004年に32歳の主婦が会社再生で最初に取り組んだのが、実に①挨拶の徹底と整理・整頓なのです。次に、②経営方針の策定です。

3つ目は、③進捗管理のIT導入による改善です。このような改善は、ダイヤ精機のみならず、他の会社にも共通して言える改良であったことに、大変感心いたしました。



私は、現在では弁護士法人・税理士法人・司法書士事務所・社労士事務所を営むまでになった名古屋総合リーガルグループを創業して今年で7年です。この7年間、失敗を繰り返しながら試行錯誤して、初めてわかり始めた経営の最重要項目の上記の3項目を、著者は瞬く間に実行するのです。私は、2017年7月20日横浜での仕事の帰りに、東京都大田区にあるダイヤ精機株式会

社の工場を見に行きました。現地を見て背景を理解した上で、この原作とドラマの台本の原稿に目を通すと、やはり経験なしで主婦の知恵とカンから「町工場の星」にまで成長させた新社長の妻さに驚くのです。

法律事務所には一つとして同じ事件はありません。まさにダイヤ精機と同じ究極の多品種少量生産の町工場と同様なのです。今年、2017年も残り少なくなりましたが、私は、諏訪社長を見習い、2018年に向けて①挨拶の徹底と整理・整頓 ②経営方針の策定とその周知 ③進捗管理のIT化による改善を実現することに向けて邁進したいです。

放送中 NHK ドラマ10
マチ工場のオンナ
〈連続7回〉

2017年11月24日(金)スタート
総合 毎週・金曜/夜10:00~10:49

健康コラム

日々のストレスを減らすメカニズム

現代生活には様々なストレスが潜んでいます。ストレスの蓄積を放置していると、うつ病や胃潰瘍など、心身ともに深刻な影響をもたらします。厚生労働省も、事業者に対してストレスチェック制度を義務付けています。心理学者R・S・ラザルスが提唱した「ストレス・コーピング理論」によると、ストレスは、

- ①発生源である『ストレスラー』
 - ②ストレスを受けたことを自覚する『認知』
 - ③心身に起こるリアクション『ストレス反応』
- の3つの要素で成り立っていて、その3つの段階に応じたマネジメント方法が
- ①問題焦点型(ストレスラーの除去)
 - ②情動焦点型(捉え方を転換する)
 - ③気分転換型(気晴らしで発散する)
- であるとしています。もちろん、①のストレスラーの根本原因を除去することが最善策です。しかし、家庭、職場、災害など、直ちに解決できない場合も多いです。ですから並行して②や③も行う必要があるのです。

中でも、「自分がストレスを受けている」と、自覚し、意識して解消法を実行することが重要なポイントだということです。ストレスをしっかりと認知し向き合うことで、脳の前頭葉が活性化し、ストレスホルモンの分泌を促している扁桃体の働きを抑えます。この動きで、「ストレスに強い脳」を鍛えることが出来るということです。まずは100個を目標に、自分のストレス解消法を具体的にリストに書き出します。実施した時には10点満点で評価を記録すると効果的だそうです。無意識にストレスを溜めていませんか?解消法リストを試してみたいかがでしょうか?

